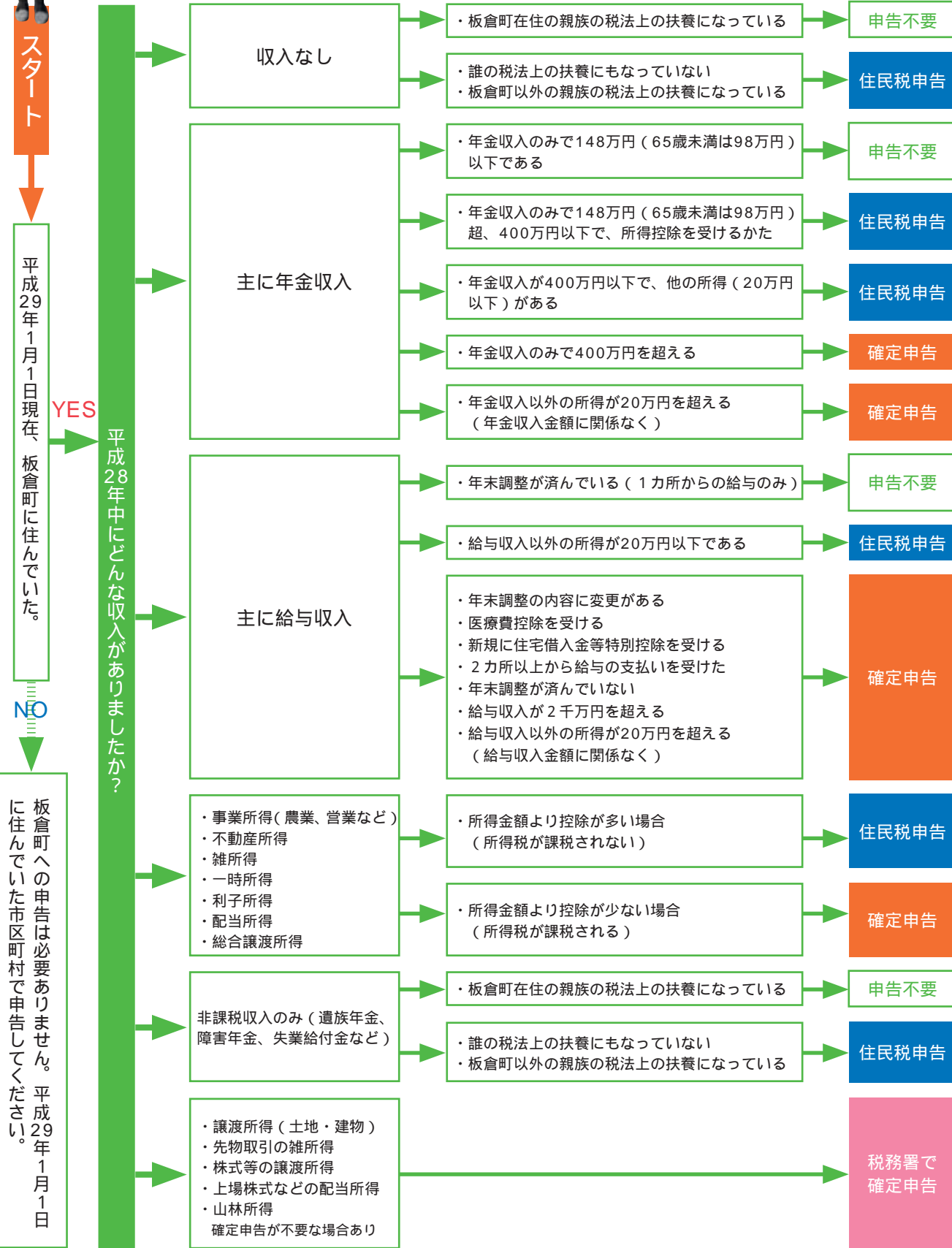




申告が必要かどうか調べてみましょう！

申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成29年1月1日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。



所得税・町県民税 申告相談

2月16日～3月15日 土日を除く
午前9時～11時、午後1時～3時30分
役場第2庁舎会議室

行政区ごとの指定日は設けません。左記の期間中でご都合のよい日にお越しください。

あれ？ エーッ。。。
ここには何の数字が入るんだったっけ？
申告相談に行ってみようかな。

申告が必要なかた

平成29年1月1日現在、板倉町に住んでいるかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得を得たかた
- 給与収入が2千万円を超えているかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 平成28年中に退職して、その後年末調整をしていないかた
- 23～64歳のかたで、無収入のかた（板倉町在住の親族の税法上の扶養になっている場合は除きます）

期間内に申告しましょう

所得税・町県民税の申告は、町県民税額だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。申告者自身が国民健康保険や介護保険に加入しているかたも、同じ世帯に加入しているかたがいる場合は、その税額により、保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告しなくてもよいかた

○ 税務署で所得税の確定申告をするかた（e-TAXでの電子申告も含まれます）

○ 収入は給与のみで、年末調整が済んでおり、給与支払報告書が勤務先から板倉町へ送付されるかた

○ 収入は公的年金等のみで、年金支払額報告書が年金支払者から板倉町へ送付されるかた

申告に必要なもの

- 認め印（スタンプ式は不可）
- 収入のわかる書類
 - ・ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ・ 農業・営業等の収支内訳書
 - ・ 配当金の支払通知書など
- 申告者自身および、扶養しているかたのマイナンバー
 - 医療費の領収書
 - 生命・地震等の保険料支払証明書
 - 身体障害者手帳・療育手帳等 ※これらは一例です。申告が必要なのか、何を持参すればよいのか、ご不明な場合は左記までご相談ください。



マイナンバーは通知カードやマイナンバーカードに記載してあります。

今年度から確定申告、町・県民税申告書には、マイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付して提出していただくことになりました。具体的には下記に記載したものがになります。

- 問合せ 住民税係 内線 211・212
- ①マイナンバーの記載された書類（下記から1点）
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 通知カード
 - ・ マイナンバーが記載された住民票の写し
 - ②本人確認書類
 - ・ 運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの
 - ・ 国民健康保険証、年金手帳など、官公庁が発行したもの（顔写真がないものは2点必要です）